

# 九十九里町耐震改修促進計画

## 計画書

平成 22 年 3 月

九十九里町



# 〔目次〕

<b>1. 基本方針</b> .....	<b>1</b>
1-1 背景と目的.....	1
1-2 位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2
1-4 対象区域及び対象建築物.....	2
<b>2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b> .....	<b>5</b>
2-1 地震被害想定.....	5
2-1-1 想定地震.....	5
2-1-2 被害の概要.....	5
2-2 耐震化の現状.....	6
2-2-1 住宅.....	6
2-2-2 民間特定建築物.....	7
2-2-3 町有建築物.....	9
2-3 耐震化の目標.....	10
2-3-1 住宅の耐震化の目標.....	11
2-3-2 民間特定建築物の耐震化の目標.....	12
2-3-3 町有建築物の耐震化の目標.....	13
<b>3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b> .....	<b>14</b>
3-1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針.....	14
3-2 耐震診断・改修を図るための支援策.....	16
3-2-1 木造住宅耐震診断補助制度.....	16
3-2-2 木造住宅耐震改修補助制度.....	16
3-2-3 耐震改修促進優遇税制.....	16
3-2-4 住宅ローン減税制度.....	16
3-2-5 リフォーム融資.....	16
3-3 安心して耐震改修を行うことができる環境整備.....	17
3-3-1 相談体制の充実.....	17
3-3-2 耐震診断・改修の技術者の紹介.....	17
3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業.....	17
3-4-1 室内の安全対策.....	17
3-4-2 工作物の安全対策.....	17
3-4-3 エレベーターの閉じこめ防止対策.....	17
3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路.....	18
3-6 優先的に耐震化に着手すべき建築物.....	19
3-7 重点的に耐震化すべき区域.....	19

<b>4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b> .....	<b>20</b>
4-1 地震防災マップの作成・配布.....	20
4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	20
4-3 パンフレットの作成・配布、講習会の開催.....	20
4-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導.....	20
4-5 自治会等との連携、取組支援策.....	20
<b>5. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項</b> .....	<b>21</b>
5-1 所管行政庁との連携.....	21
5-2 関係団体等の協力.....	21

## 1. 基本方針

### 1-1 背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにその約9割が倒壊した住宅・建築物による圧死でした。「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会最終報告書」によると、同地震による建築物の被害状況は、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合していない建築物の被害が甚大であることが明らかとなっています。この教訓を踏まえ、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されています。

しかし、その後に発生した平成16年の新潟県中越地震や平成17年の福岡県西方沖地震などでも、建築物倒壊による被害が多く、耐震化が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。また、東海地震、東南海・南海地震、宮城県沖地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

これらの状況を踏まえ、平成17年度の中央防災会議では、今後10年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標に定め、住宅及び建築物の耐震化率を90%にすることを目標としました。これを受けて、さらなる建築物の耐震化促進を図るため、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充を柱として平成18年6月2日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の最終改正が行われ、施行されました。

県では平成27年度までに住宅・特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標とした「千葉県耐震改修促進計画」を策定しています。

本町においても、地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、早急に住宅・建築物の耐震化を進める必要があります。

震災による住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産を保護するため、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するための枠組みを定めることを目的として「九十九里町耐震改修促進計画」を定め、地震災害に強いまちづくりを推進していきます。

## 1-2 位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項の規定に基づき策定するものです。  
また、「国の基本方針」、「千葉県建築物耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、「九十九里町地域防災計画」、「総合計画」等との整合を図りつつ定めています。

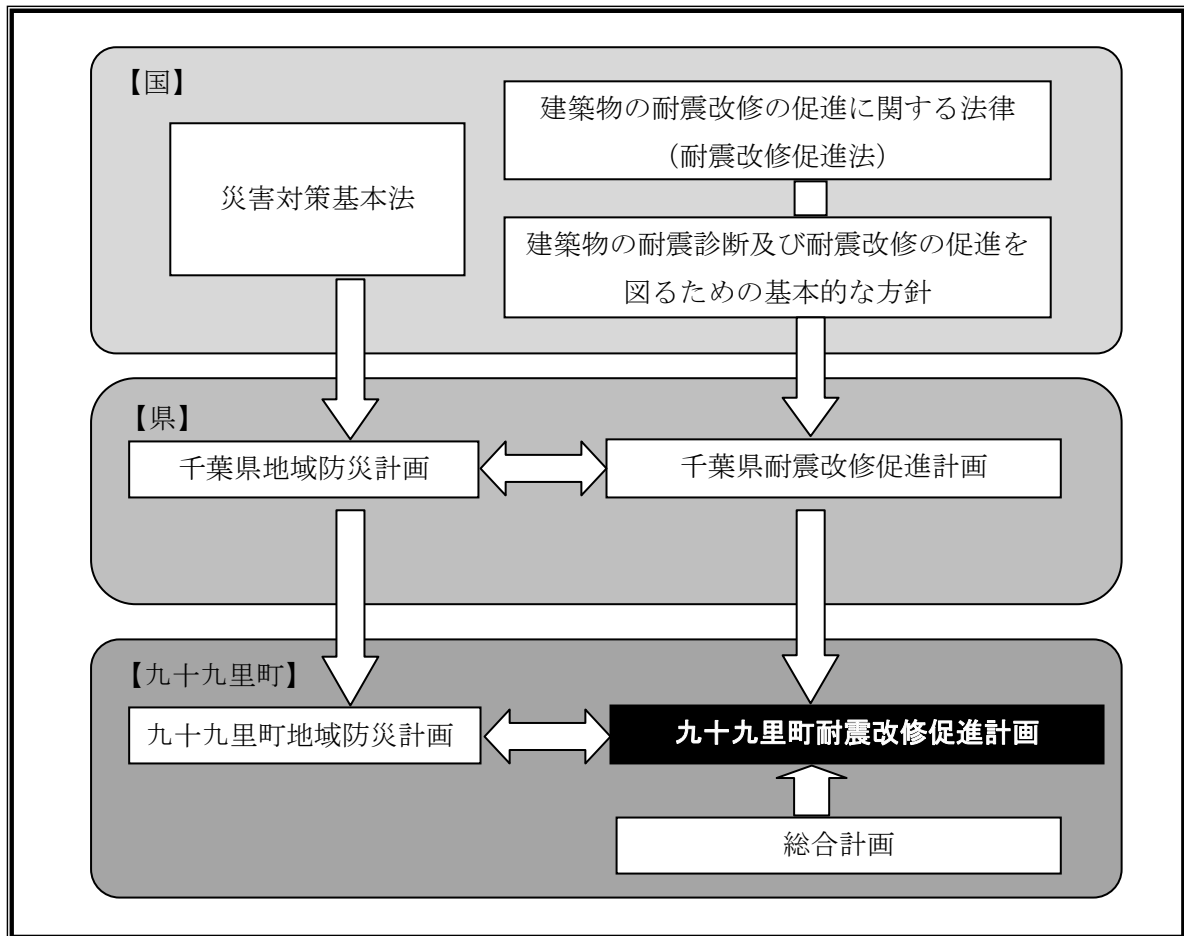


図 計画の位置づけ

## 1-3 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

なお、社会経済状況の変化や関連計画の改定、計画の実施状況等に対応するため、概ね3年を目処に実績の検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

## 1-4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、九十九里町全域とします。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に示すものとします。

種類	内容
住宅	戸建て住宅、共同住宅
特定建築物	耐震改修促進法第6条に定める特定建築物
町有建築物	延べ床面積200㎡以上の町有建築物

※延床面積が200㎡以上の町有建築物全てを対象としています。

対象建築物については、先に述べたとおり「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会最終報告書」の記載で、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合していない建築物の被害が甚大であることが明らかとなっていることから、以下の判断において、耐震性がある建築物か、耐震診断・耐震改修が必要な建築物を判断することができます。

なお、本計画では、町全体の把握を行うにあたり、以下の判断を基本としておりますが、住宅など現時点の個別の建築年度や耐震診断などを把握できないものは、統計情報なども用いて状況把握・推計を行っています。

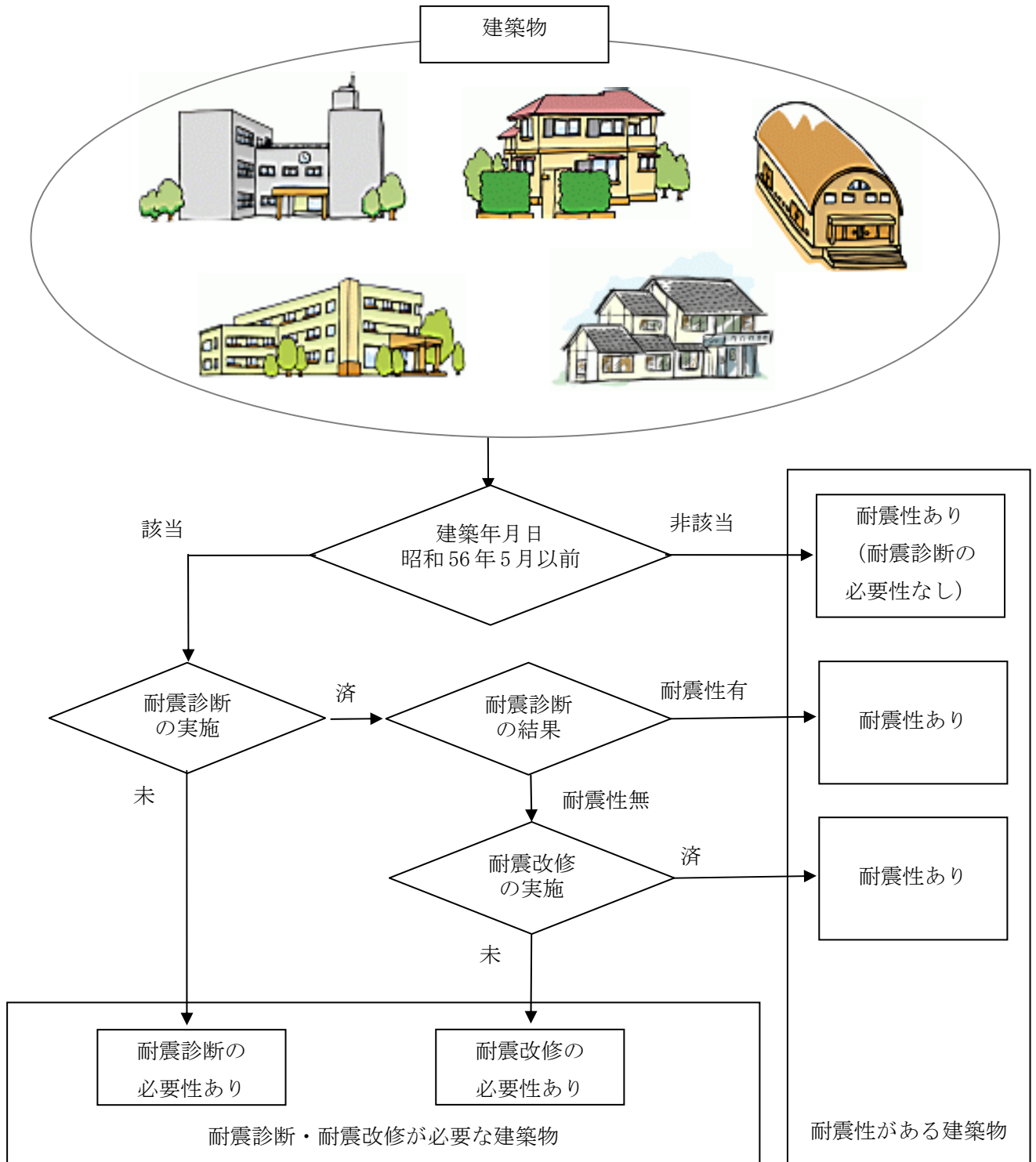


図 耐震診断・耐震改修の判断

表 特定建築物一覧

法	政令 第2条 第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務 および法第7条第1項の 「指導・助言」対象建築物	法第7条第2項の 「指示」対象建築物
法第6条 第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		自動車庫庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上(一般公共の用に供されるもの)
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	第4号	体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上(一般公共の用に供されるもの)
	法第6条 第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	



## 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 2-1 地震被害想定

#### 2-1-1 想定地震

本町の震災履歴のなかで、残された記録から過去最も大きな被害をもたらしたと考えられるのは元禄地震(1703年)です。房総沖を震源地として発生した元禄地震はマグニチュード8.2の巨大地震で、地震による津波は、本町を含む九十九里海岸地帯に多くの被害を与え、多数の溺死者が出たといわれています。

津波による被害も含め、過去において最も大きな被害をもたらした元禄地震を想定地震とします。

表 想定地震の概要

震源位置	房総沖
マグニチュード	8.2
発災時の条件	冬季の夕方

出典：九十九里町地域防災計画

#### 2-1-2 被害の概要

震度は町内全域で震度6弱を記録します。建物被害は、木造建物の全壊832棟、半壊1,635棟、非木造建物の大破459棟、中破234棟と推定されています。また、県道一宮飯岡線沿いには建物が密集しており、これらの地域を中心として6箇所から同時出火があり、なかでも、作田、片貝地区では40棟弱が焼失し、それに伴い人的被害は死者85人、重軽傷者1,326人、避難者数4,531人と推定されています。

表 被害予測の概要

区分		予測結果	
建物被害	木造建物	全壊棟数	832棟 8.8%
		半壊棟数	1,635棟 17.2%
	非木造建物	大破棟数	459棟 53.4%
		中破棟数	234棟 27.2%
火災被害	出火件数	6件 —	
	焼失棟数	36棟 0.4%	
人的被害	死者数	85人 0.4%	
	重軽者数	66人 0.3%	
	軽傷者数	1,260人 6.0%	
	避難者数	4,531人 21.6%	

出典：九十九里町地域防災計画

## 2-2 耐震化の現状

### 2-2-1 住宅

平成 15 年住宅・土地統計調査に基づいて推計された平成 21 年度現在の本町の住宅総数は 6,528 戸となっています。そのうち新基準建築物は 4,899 戸、旧基準建築物は 1,629 戸となっています。

旧基準建築物のうち、耐震改修工事を行ったものは推計すると 113 戸となります。また、耐震性を満たすと考えられる住宅は、国土交通省と同様の方法により推計すると 182 戸となります。

以上から、本町の耐震化の現状は、住宅総数 6,528 戸のうち、5,194 戸が耐震性を有する住宅となり、耐震化率は 79.6%となります。

※住宅・土地統計調査では、耐震基準が改正された昭和 56 年前後の建築時期区分が昭和 46 年～55 年、昭和 56 年～平成 2 年となっています。本計画においては旧基準建築物を昭和 55 年以前、新基準建築物を昭和 56 年以降として算出しています。

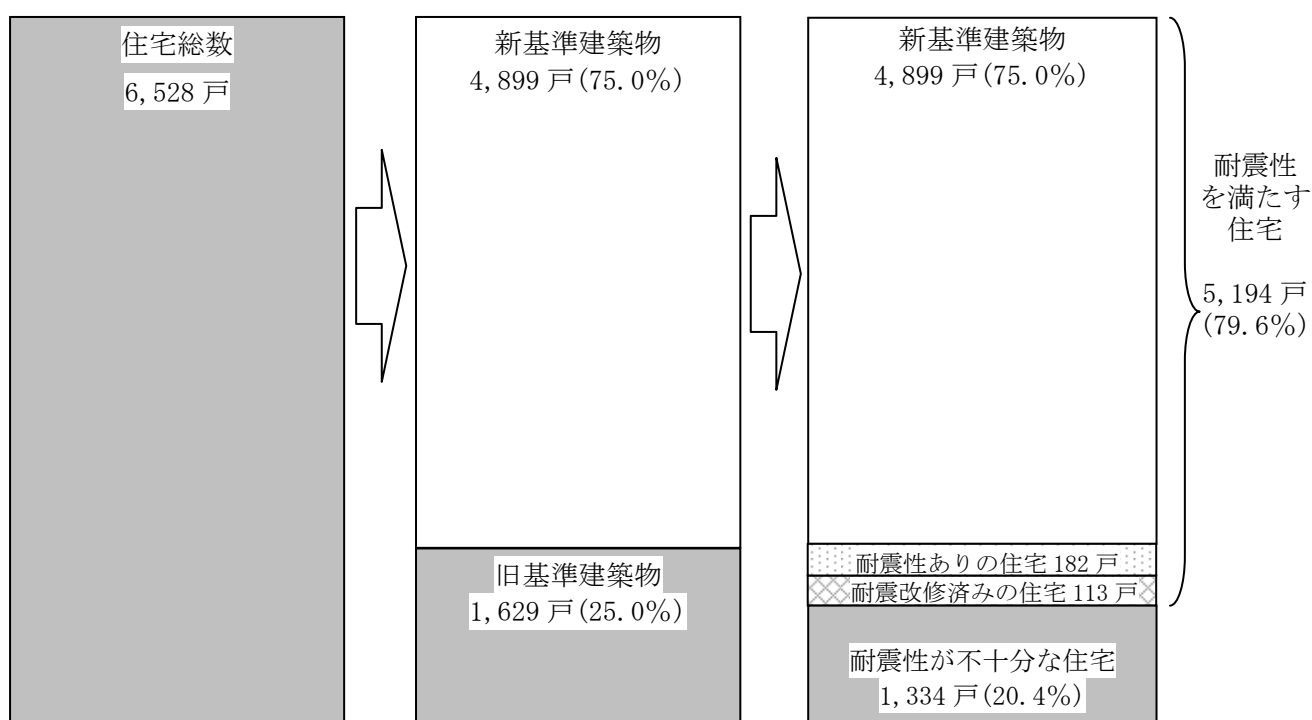


図 住宅の耐震化の現状（平成 21 年度）

## 2-2-2 民間特定建築物

特定建築物は、法第6条第1号に規定されている「多数の者が利用する建築物」、第2号に規定されている「危険物を取り扱う建築物」、第3号に規定されている「地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物」に分類されています。

### ① 1号特定建築物

県調べによると、本町の1号特定建築物は8棟となっています。いずれも新基準建築物であり、耐震化率は100%となっています。

表 1号特定建築物の耐震化の現状

	総数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	うち耐震 性ありと 推定 D	耐震性を 有する建 築物 E=B+D	耐震化率 F=E/A	(棟)
1. 学校	0	0	0	0	0	—	
2. 病院・診療所	3	3	0	0	3	100.0%	
3. 店舗等	0	0	0	0	0	—	
4. ホテル・旅館等	1	1	0	0	1	100.0%	
5. 賃貸共同住宅・寄宿舎	0	0	0	0	0	—	
6. 社会福祉施設	0	0	0	0	0	—	
7. その他	4	4	0	0	4	100.0%	
計	8	8	0	0	8	100.0%	

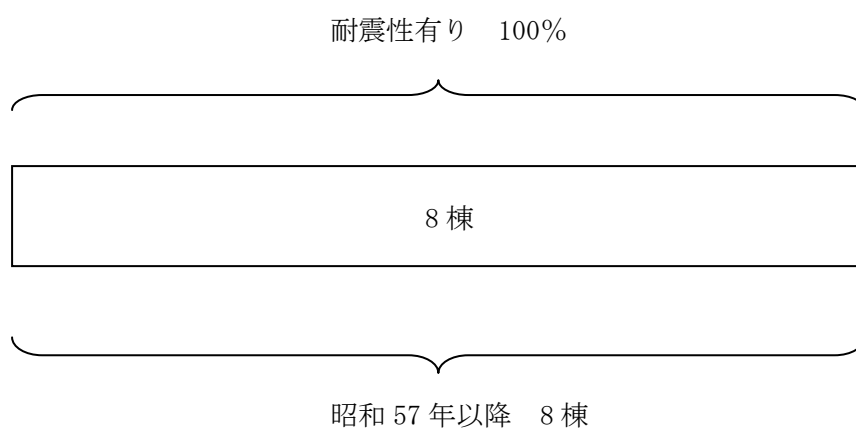


図 1号特定建築物の耐震化の現状

② 2号特定建築物

県へ確認した結果、平成22年1月現在該当する建築物はありません。

表 法第6条第2号に該当する危険物の種類と数量

	危険物の種類	危険物の数量
1	火薬類	火薬の場合 10t 他規定あり
2	「危険物の規制に関する政令」別表第三の指定危険物	各々「指定数量」の10倍
3	同政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類	30t
4	同政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
5	マッチ	300 マッチトン※
6	可燃性ガス（7・8除く）	20,000m <sup>3</sup>
7	圧縮ガス	200,000m <sup>3</sup>
8	液化ガス	2,000t
9	毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
10	同第二項に規定する劇物	200t

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

③ 3号特定建築物

現地調査から、本町の3号特定建築物は10棟となっています。そのうち3棟が旧基準建築物となっています。

表 3号特定建築物の耐震化の現状

(棟)

	総数	新基準建築物	旧基準建築物
県指定緊急輸送道路	0	0	0
町指定緊急輸送道路	5	3	2
避難路	5	4	1
計	10	7	3

### 2-2-3 町有建築物

平成 21 年度現在、町有建築物は 36 棟で耐震化率は 79.4%となっています。うち特定建築物は 10 棟で耐震化率は 90%となっています。

表 町有建築物※の耐震化の現状

(棟)

	総数 A=B+C	新基準建 築物 B	旧基準建 築物 C	耐震診 断済 D	診 断 の 結 果、耐 震性有 E	耐震改 修済 F	耐震性を有 する建築物	耐震化 率
							G=B+E+F	H=G/A
町有建築物	34	24	10	4	1	2	27	79.4%
うち特定建築物	10	6	4	4	1	2	9	90.0%

出典：町調べ

※延床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の町有建築物を対象としています。

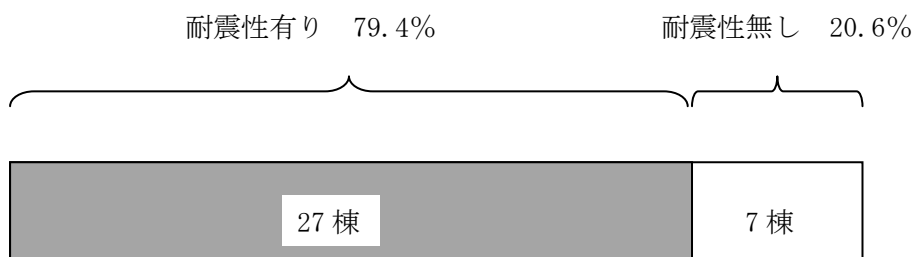


図 町有建築物の耐震化の現状

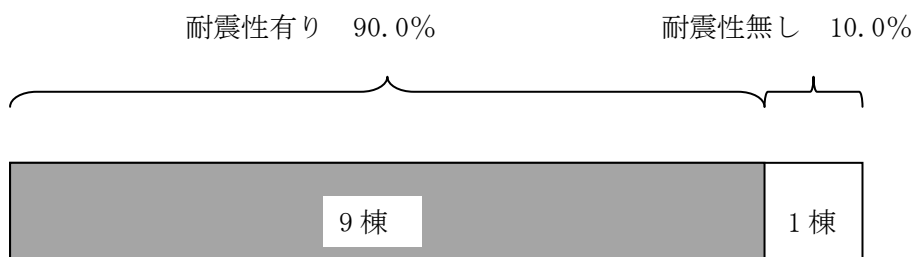


図 町有特定建築物の耐震化の現状

## 2-3 耐震化の目標

千葉県耐震改修促進計画や国の基本方針では、住宅及び特定建築物の平成 27 年度における耐震化率の目標を 90%に設定しています。また、千葉県耐震改修促進計画では、県有特定建築物の平成 27 年度における耐震化率の目標を概ね 100%としています。

本町においては、住宅の平成 21 年度現在の耐震化率は 79.6%となっています。町の耐震化率の現状を踏まえ「町民の生命と財産を守る」ため、目標を平成 27 年度耐震化率 90%に設定します。

民間 1 号特定建築物については、平成 21 年度現在の耐震化率が 100%となっているので、耐震改修等の必要はありません。

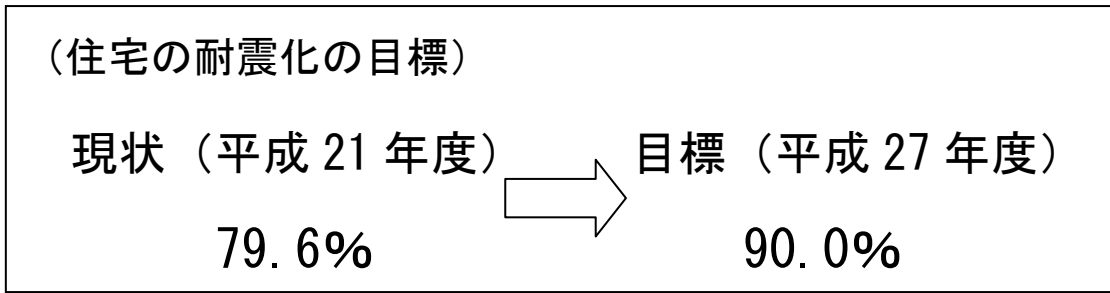
町有建築物については、震災時においては避難場所等や応急活動拠点としての機能確保が求められることから、目標を平成 27 年度耐震化率 90%に設定します。うち特定建築物については 100%に設定します。

平成 27 年度までに目標耐震化率を達成することを基本とし、目標達成のための総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効率的に展開していきます。

表 建築物種別毎の耐震化の現状と目標

種別	現状	目標
住宅	79.6% (平成 21 年度現在)	90.0%
民間 1 号特定建築物	100.0% (平成 21 年度現在)	100.0%
町有建築物	79.4% (平成 21 年度現在)	90.0%
町有特定建築物	90.0% (平成 21 年度現在)	100.0%

2-3-1 住宅の耐震化の目標



本町の住宅の耐震化の現状、耐震化の取り組み状況、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、町民の生命と財産を守るために、住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90%にすることを目標とします。

平成 27 年度の住宅数は 6,333 戸で、耐震化率は 85.6%と推計されます。耐震化率 90%を達成するためには、5,700 戸が耐震化されている必要があります。施策の展開により 279 戸 (47 戸/年) の耐震化を目指します。

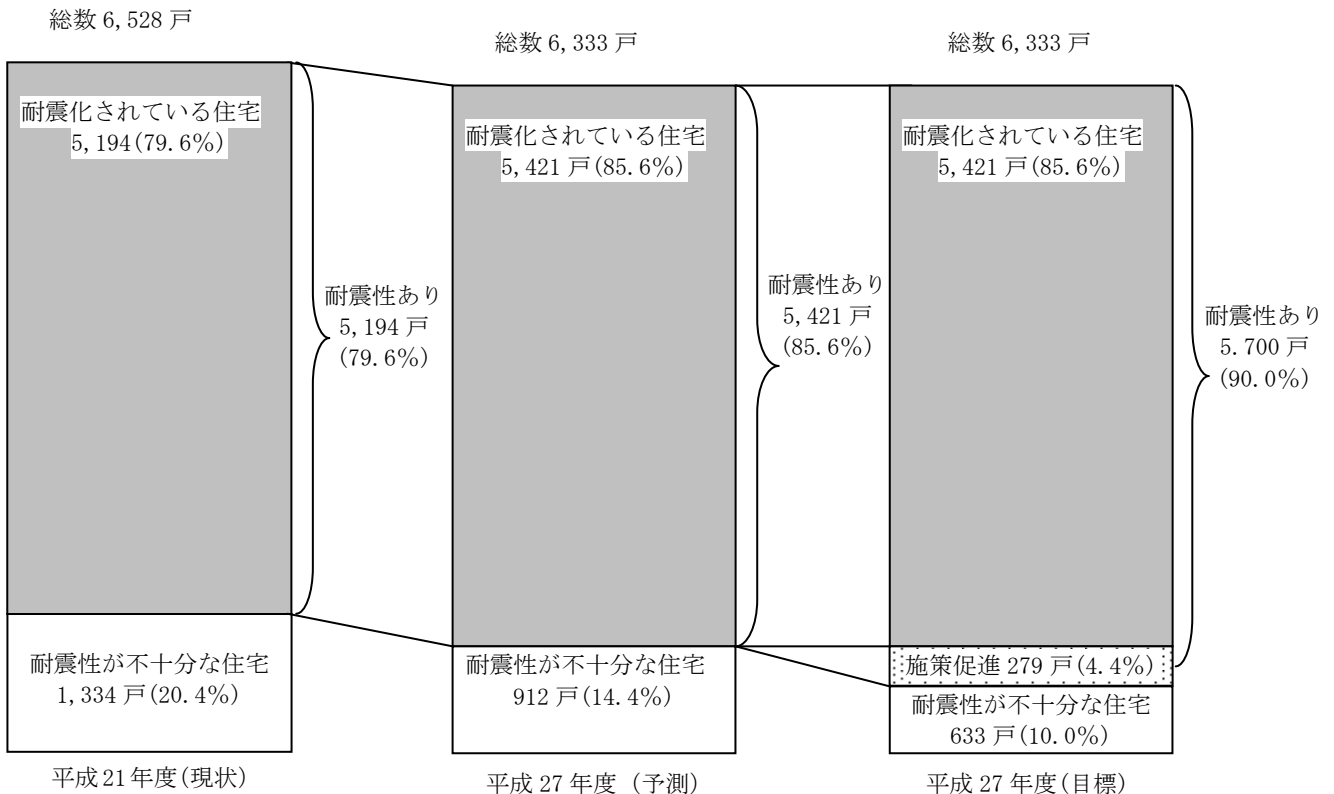


図 住宅の耐震化の目標

## 2-3-2 民間特定建築物の耐震化の目標

### ① 1号特定建築物

平成21年度現在の耐震化率が100%となっているので、耐震化する必要はありません。

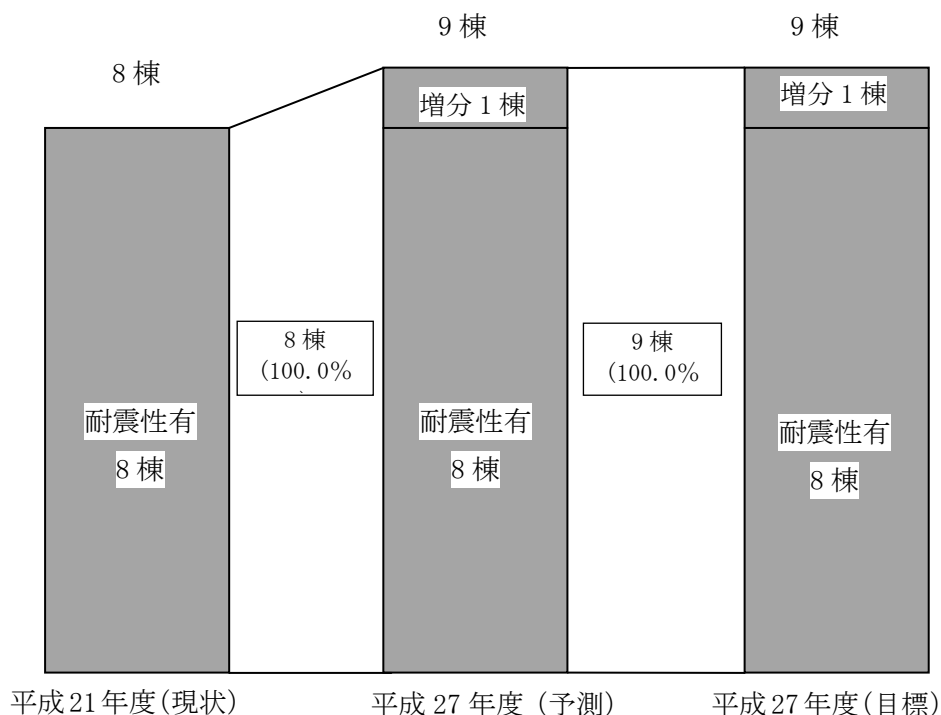
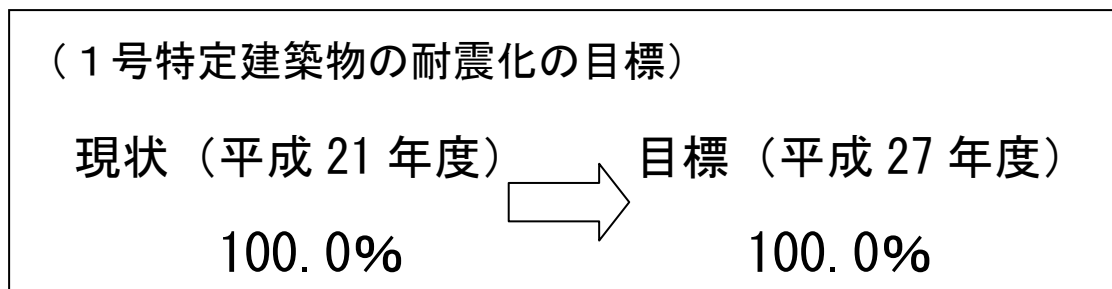


図 1号特定建築物の耐震化の目標

### ② 2号特定建築物

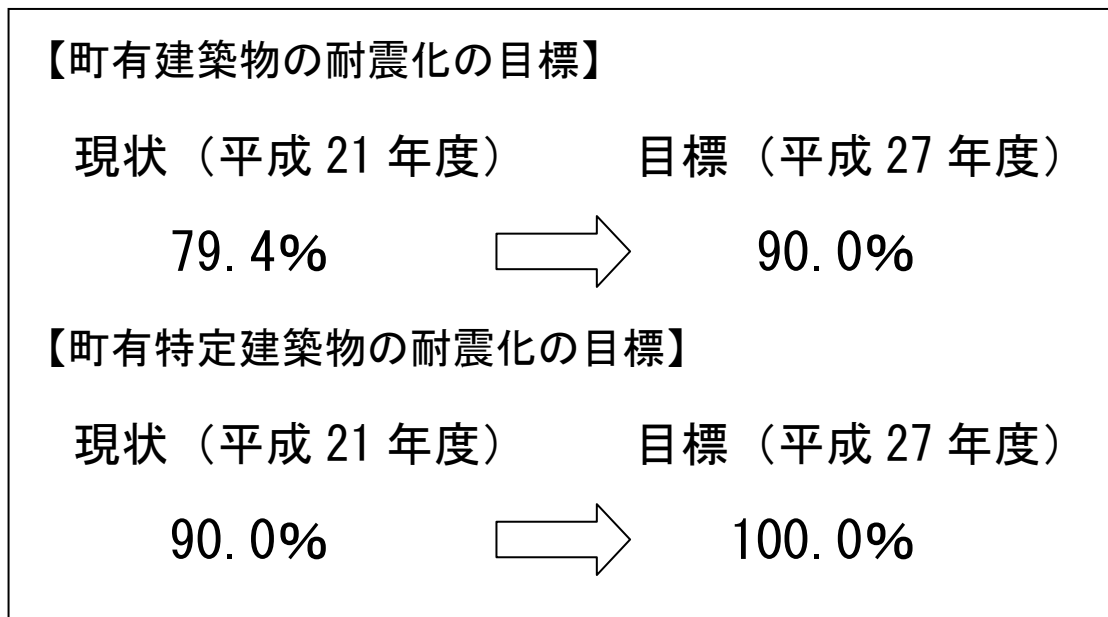
県へ確認した結果、平成22年1月現在該当する建築物はありません。

### ③ 3号特定建築物

該当する建築物については、平成27年度までに耐震化率を90%にすることを目標とします。



### 2-3-3 町有建築物の耐震化の目標



町有建築物の多くは、災害時に避難所や応急活動の拠点として活用される場所です。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化が求められています。国庫補助金の助成制度等を活用し、平成 27 年度までに耐震化率を 90%にすることを目標とします。うち特定建築物については、県の耐震改修促進計画を踏まえて、平成 27 年度までに耐震化率を 100%にすることを目標とします。

町有建築物の耐震化は、庁舎等の防災活動拠点施設を優先的に整備するものとします。その他の建築物については、建築物の用途、構造耐震指標値（Is 値）、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。

また、主要な町有建築物について、各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値（Is 値）等）を公表します。

### 3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 3-1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するため、国・県からの助言や情報提供、国庫補助事業（住宅・建築物耐震改修等事業）等を活用しながら、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要件となっている課題を解決していくことを基本的な考え方とします。

町、町民（建築物の所有者等）は次に掲げる、それぞれの役割を分担し、計画を着実に実施することとします。

#### （1）役割分担

##### ① 町の役割

町は、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性向上の促進を図り、耐震化対策を講じます。

##### ② 町民（建築物の所有者等）の役割

町民の責務で地震に対する安全性の確保に努めます。

特定建築物の所有者は、建物利用者の人命を預かっており、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、積極的に耐震診断・耐震改修の実施に努めます。

## (2) 施策の展開

本町では、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、次のような施策を展開します。

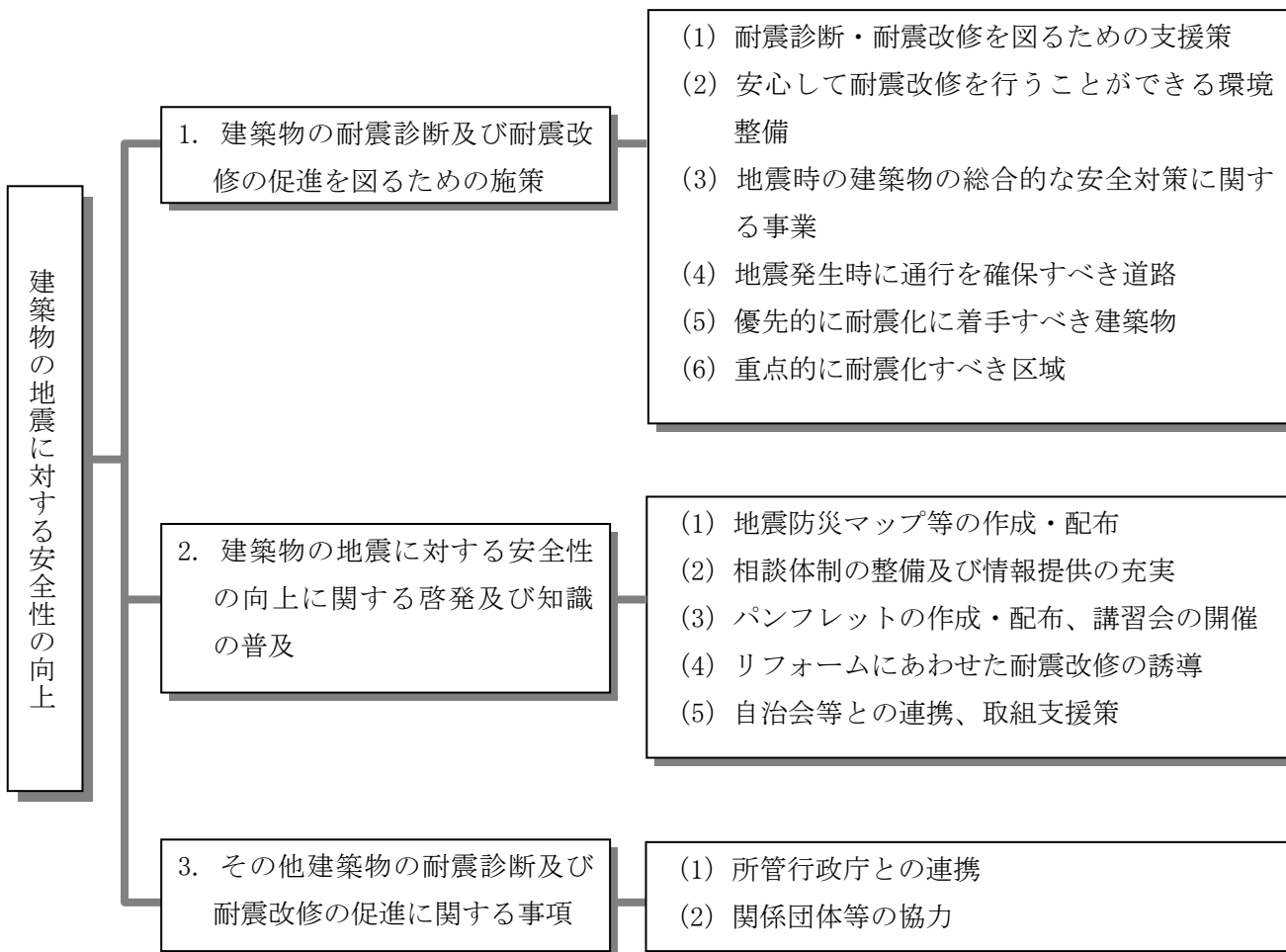


図 施策の体系

## 3-2 耐震診断・改修を図るための支援策

### 3-2-1 木造住宅耐震診断補助制度

本町では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震診断を希望する方に対して診断費用の一部を町が補助する「木造住宅耐震診断補助制度」について検討します。所有者等の費用負担を軽減することで、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

### 3-2-2 木造住宅耐震改修補助制度

本町では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震診断を受け、耐震改修の必要があると判断された人を対象として、耐震改修の費用の一部を町が補助する「木造住宅耐震改修補助制度」について検討します。所有者等の費用負担を軽減することで、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

### 3-2-3 耐震改修促進優遇税制

現行の耐震基準に適合しない住宅の耐震補強を行った場合、工事費用の一部をその年の所得税から控除する制度や、固定資産税を減額する制度があります。税制を活用することで、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

〈参考：国土交通省ホームページ〉

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei\\_index2.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html)

### 3-2-4 住宅ローン減税制度

住宅の新築、新築住宅の取得、既存住宅の取得、増改築等にかかる費用のローン減税制度が実施されています。平成21年度の改正では、ローン減税制度を利用せずに住宅を取得する人を支援するために「長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除」が創設され、長期優良住宅にするための性能強化にかかった費用の一部が所得税から控除されます。税制を活用することで、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

〈参考：国土交通省ホームページ〉

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei\\_index2.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html)

### 3-2-5 リフォーム融資

住宅の耐震改修工事を伴うリフォームの工事を対象に、工事費用を融資する制度が(独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)において実施されています。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律123号)に基づいて行う耐震改修工事が対象となります。融資制度を活用することで、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

〈参考：住宅金融支援機構ホームページ〉

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/shinchiku/koreisya/index.html>

### **3-3 安心して耐震改修を行うことができる環境整備**

#### **3-3-1 相談体制の充実**

本町では、まちづくり課内に相談窓口を設置します。耐震診断・耐震改修等の相談に対応できるよう、県と連携して相談員の耐震化に関する知識向上を図り、町民にとっての最も身近な相談窓口として、体制の整備を図っていきます。

#### **3-3-2 耐震診断・改修の技術者の紹介**

県では、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催しています。本町では、県や建築関係団体と連携し、講習会を修了した耐震診断・改修の技術者の紹介を行います。

### **3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業**

#### **3-4-1 室内の安全対策**

地震は、時と場所を選ばないことから、建築物の耐震改修に先立つ、当面の応急的な地震対策として、寝室の耐震化の有効性について普及啓発します。

また、家具、家電の転倒や落下により、被害を受ける可能性があります。そこで、家具や家電の転倒防止について普及啓発します。

#### **3-4-2 工作物の安全対策**

昭和 53 年の宮城県沖地震や昭和 62 年の千葉県東方沖地震、近年では平成 17 年の福岡県西方地震で、ブロック塀の倒壊により多くの方が犠牲となりました。また、倒壊したブロック塀は避難活動や救助活動、消防活動の妨げとなります。

ブロック塀、自動販売機等の転倒防止、屋外広告物、窓ガラス等の落下防止の安全対策について普及啓発し、指導を行います。

#### **3-4-3 エレベーターの閉じこめ防止対策**

平成 17 年 7 月 23 日、千葉県北西部を震源とする最大震度 5 強の地震が発生し、首都圏の約 6,400 台のエレベーターが運転休止し、78 台において閉じこめ事故が発生しました。

これを踏まえて社会資本整備審議会建築分科会建築物事故・災害対策部会において策定された、「エレベーターの地震防災対策の推進について」をもとに、県と連携して、所有者、管理者等へ地震時の閉じ込め事故防止等の対策を行うよう、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会等に周知し、安全確保を促進します。

### 3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定し、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。



図 地震発生時に通行を確保すべき道路

表 地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	路線名
県指定 緊急輸送道路	(主)飯岡一宮線
	東金九十九里有料道路
町指定 緊急輸送道路	(主)東金豊海線
	(一)一宮片貝線
	(一)飯岡片貝線
	1級町道3号線
	2級町道2号線
	1級町道4号線
避難路	(主)東金片貝線
	1級町道7号線
	町道5029号線

### 3-6 優先的に耐震化に着手すべき建築物

庁舎や避難所等の災害時の拠点となる施設を優先的に耐震化に着手すべき建築物とし、計画的な耐震化を図ります。

### 3-7 重点的に耐震化すべき区域

緊急輸送道路を中心とした区域を重点的に耐震化すべき区域とし、計画的な耐震化を図ります。

## **4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及**

### **4-1 地震防災マップの作成・配布**

防災意識の高揚や住宅・建築物の耐震化の促進を図るために、地震による被害の発生予測、避難方法等の情報を記載した地震ハザードマップの作成・配布を検討します。

### **4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実**

本町では、まちづくり課内に相談窓口を開設し、町民からの問い合わせを受け付けます。そして、パンフレット等の各種資料や耐震診断・耐震改修に係る費用等の情報提供、建築関係団体の紹介を行います。また、町広報紙や、ホームページ、講習会の開催等を通じて情報提供を行います。

### **4-3 パンフレットの作成・配布、講習会の開催**

町民にとって、身近でわかりやすいパンフレットを作成・配布し、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性や、その効果について広く町民に普及啓発します。

また、耐震診断・耐震改修の重要性について、町民に理解していただくために、県や近隣市町と連携して講習会を開催することを検討します。

### **4-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導**

耐震改修とリフォームを同時に行えば、それぞれ単独で工事するより、壁や床をはがす手間や元に戻す費用を節約できる等リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機です。

そこで、リフォーム業者と連携し、リフォームを検討している建築主に対し、こうした利点をPRすることによりリフォームと併せた耐震改修を普及します。

### **4-5 自治会等との連携、取組支援策**

地震防災対策では、行政や防災関係機関だけでなく、町民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要です。そこで、自治会等の自主防災組織と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の防災意識の高揚を図り、取り組みを支援します。



## **5. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項**

### **5-1 所管行政庁との連携**

国・県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、耐震改修の努力義務がある民間特定建築物の所有者に対しては、所管行政庁である県と十分に連絡・調整・連携を図りながら耐震化の支援・指導等を進めます。

### **5-2 関係団体等の協力**

本町は、県、他市町村、建築関係団体と情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。